

(様式 1)

桐生市市民の意見提出手続募集要項

|           |   |
|-----------|---|
| 件名        | 桐生市住生活基本計画（住宅マスタープラン）2021～2030（案）   |
| 意見募集の趣旨   | <p>桐生市では、国や群馬県の住宅施策との整合を図りつつ、平成 23 年 3 月に「桐生市住宅マスタープラン」を改訂し、住宅施策の推進に努めてまいりましたが、社会情勢の大きな変化に対応すべく、住宅セーフティネットの確保、健全な住宅市場の整備、住生活の「質」の向上を図る政策への本格的な転換が求められているところです。</p> <p>そのようなことから、国や群馬県の住宅施策の動向や桐生市のまちづくりの新たな流れを受け、「桐生市住生活基本計画（住宅マスタープラン）2021～2030」として、今後 10 年間における具体的な住宅施策の展開方向を示し、様々な住宅施策を計画的・総合的に推進していく必要があるため策定（改訂）するものです。</p>  |
| 意見を提出できる人 | <ol style="list-style-type: none"><li>1 市内に住所を有する個人</li><li>2 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体</li><li>3 市内の事務所又は事業所に勤務する人</li><li>4 市内の学校に在学する人</li><li>5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体</li></ol>   |
| 意見の募集期間   | 令和 3 年 6 月 28 日（月）～令和 3 年 7 月 27 日（火）   |
| 意見の提出方法   | <p>住所、氏名、電話番号を記載の上、次のいずれかの方法で提出してください（「5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体」は、その関係を簡潔に記載してください。）。意見提出にあたっては、極力、案のどの部分に対する意見かを明記してください（案全般に係る意見の場合はこの限りではありません。）。なお、決められた書式はありません。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 直接提出・・・桐生市役所 4 階建築住宅課へ提出してください（土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）。</li><li>(2) 郵送・・・〒376-8501 桐生市役所建築住宅課あて送付してください。</li><li>(3) ファクシミリ・・・0277-46-2307 へ送信してください。</li><li>(4) 電子メール・・・kenju@city.kiryu.lg.jp へ送信してください。</li></ol> <p>※電話や窓口での口頭による御意見は受け付けません。</p> |
| 参考資料      | <ul style="list-style-type: none"><li>・桐生市住生活基本計画（住宅マスタープラン）2021～2030（案）</li><li>・桐生市住生活基本計画（住宅マスタープラン）2021～2030（案）（概要版）</li></ul>  |
| 担当        | 都市整備部建築住宅課住宅係<br>電話 0277-46-1111（内線 633）  |
| 備考        | <ul style="list-style-type: none"><li>・結果の公表にあたっては、提出していただいた御意見を要約したものを公表することがあります。また、提出していただいた人の氏名等の個人情報公表はしません。</li><li>・個人情報の取扱いについては、桐生市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。</li><li>・提出していただいた御意見に対する個別回答はいたしません。</li></ul>   |